

北多摩北部地区 農業委員会検討会 日程

日 時：令和8年1月21日（水）

会 場：東村山市S&D市民センター 第3会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 協 議

- (1) 農業委員会を巡る状況について
- (2) 第67回東京都農業委員会・農業者大会の要望について
- (3) 東京都に対する意見の提出について
- (4) 農業委員会活動と令和8年度の決議について
- (5) 農地制度への対応について
- (6) 担い手支援について
- (7) 情報活動の推進について
- (8) 農政猶予制度について
- (9) その他

4. 閉 会

令和8年度 主要行事日程(案)

令和8年1月15日現在

月	旬	農業会議	会議等出席者・会場	その他
R 8年 (2026)	4月	中 農業委員会職員基礎研修会 (10(金)) 下 常設審議委員会 (20(月)) 都市農地制度基礎研修会 (24(金))	職員 新宿 常設審議委員 新宿 職員 新宿	
5月	中 生産緑地・円滑化法研修会 (15(金)) 監査会 (18(月)) 理事会/常設審議委員会 (19(火)) 下 相続税納税猶予制度研修会 (22(金)) 夏季地区別検討会 (区内 25(月)、西多摩27(水)) 都市農地流動化協議会 (29(金))	職員 新宿 監事 新宿 理事/常設審議委員 新宿 職員 新宿 職員 新宿		
6月	上 農業者年金担当者会議 (3(水)) 農地中間管理事業担当者会議 (4(木)) 新規就農・貸借担当者会議 (4(木)) 担い手育成会議/主任職員協議会 (5(金)) 中 夏季地区別検討会 (南9(火)、北西11(木)、島しょ16(火)、北北18(木)、北南23(火)) 担い手育成総会/通常総会/事業推進協議会/理事会 常設審議委員会 (17(水))	該当職員 新宿 該当職員 新宿 職員 新宿 職員 新宿 職員 新宿 担い手協会員/普通会员 常設審議委員	全国会長大会 (2(火)) 都職研総会・役員会 (5(金)) 都農業経営者クラブ総会・セミナー(調整中)	
7月	上 農地専門職員研修会 (9(木)~10(金)) 中 理事会/常設審議委員会 (17(金))	職員 新宿 理事/常設審議委員 新宿		
8月	上 地区協議会正副会長会議(7(金)) 中 臨時総会/理事会/常設審議委員会 (17(月)) 下 新任農業委員研修会(19(水))※市街化のみ 新規就農・貸借担当者会議/主任職員協議会 (28(金))	地区協 新宿 普通会员/常設審議委員 農業委員・職員 職員 新宿	担い手連絡会議(調整中) 都職研全体研究集会・役員会(28(金))	
9月	上 新任農業委員・推進委員研修会(2(水))※市街化以外 中 農業委員・推進委員研修 (区内8(火)、西10(木)、南15(火)、北18(金)、島しょ29(火)) 常設審議委員会 (17(木))	農業委員・推進委員・職員 農業委員・推進委員・職員 常設審議委員 新宿		
10月	上 広報研究会 (6(火)) 都市農地流動化現地見学会 (北多摩1回目 (14(水))、北多摩2回目 (21(水)) 中 常設審議委員会/現地研究会 (19(月)) 下 会長研究集会 (29(木)~30(金)) ※京都府城陽市	担当委員・職員 新宿 農業委員・推進委員・職員 常設審議委員 会長・職員	農委会職員全国研究会 (未定)	
11月	中 職員現地研究会(6(金))※都内 下 女性農業委員等研修会 (11(水)) 監査会 (16(月)) 事業推進協議会/常設審議委員会 (17(火)) 農業者年金制度推進研究会(24(火)) 農地流動化現地研究会(25(水)) 地区別職員検討会 (島しょ26(木))	職員 女性農業委員等・職員 監事 新宿 普通会员/常設審議委員 担当委員・職員 新宿 農業委員・推進委員・職員 職員 新宿		
12月	上 地区別職員検討会 (区内2(水)、西4(金)、南8(火)、北南10(木)、北北15(火)、北西17(木)) 中 常設審議委員会 (18(金))	職員 常設審議委員 新宿	全国農委会長代表者集会 (1(火)) 食と農セミナー(調整中) 担い手連絡会議(調整中)	
9年 (2027)	1月 中 冬季地区別検討会(区内8(金)、西13(水)、南15(金)、島しょ19(火)、北北21(木)、北西26(火))、北南28(木) 下 常設審議委員会 (18(月))	会長・職代・職員 常設審議委員 新宿		
2月	上 農業委員会活動研究会 (1(月)) 組織活動検討委員会 (5(金)) 中 理事会/常設審議委員会/大会運営 (12(金)) 第68回農業委員会・農業者大会 (18(木))	該当職員 新宿 地区協ほか 新宿 理事/常設審議委員 新宿 農委・職員ほか 昭島		
3月	上 主任職員協議会 (5(金)) 中 通常総会/常設審議委員会 (19(金))	職員 新宿 普通会员/常設審議委員	都職研役員会(5(金))	

*新宿=JA 東京南新宿ビル *あいおい=あいおいニッセイ同和損保新宿ビル

*昭島=FOSTER ホール (昭島市民会館)

*地区協=地区協議会・連合会正副会長

上記日程につきましては、変更する場合がありますのでお含み下さい

東京都への意見提出ならびに国への要望について

令和7年11月

一般社団法人 東京都農業会議

1. 東京都に対する意見の提出

(1) 根拠となる法令

農業委員会法第53条により、農業委員会ネットワーク機構（＝一般社団法人東京都農業会議）は関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないとされている。

(2) 都への意見の提出（従来から年2回実施）

① 8月：＜ 農業委員会法第53条に基づく意見 ＞

「東京都の農業振興・農地保全施策に関する意見」

令和7年8月19日 （一社）東京都農業会議臨時総会で決定。

9月17日 東京都へ提出した。

② 3月：＜ 農業委員会法第53条に基づく意見 ＞

「令和9年度 東京都の農業施策に関する意見」

東京都の農業施策や予算全般に対する総合的な意見・要望

令和8年3月17日 （一社）東京都農業会議通常総会で決定予定

(3) 意見提出と実現に向けた活動

- ◇ 総会での決定後に都へ意見を提出するとともに、区市町村農業委員長と農林水産部幹部との意見交換会等を開催し実現に向け働きかける
- ◇ 都議会各会派、関係各機関にも意見書を届け理解を求める

2. 農業委員・農業者大会において決定する国への要望

(1) 第67回東京都農業委員・農業者大会の開催予定

令和8年2月24日

(2) 大会で決定する国への要望の種類（予定）

① 「東京農業の確立に関する要望」

国に対し、東京農業の振興や担い手への支援、農地制度や農業委員会組織のあり方等について全般的に要望する内容

② 「都市農業の振興と都市農地保全に関する要望」

国に対し、都市農地の位置付けを明確化し、その保全に向けた制度や税制を実現するよう要望する内容

(3) 要請活動の実施

- ① 農林水産省や国土交通省、国会議員等に対し要請活動を行う
- ② 全国会長大会等の際に農業委員長らが国会議員等に対し直接要請する
- ③ 全国農業会議所・全国都市農政対策協議会等を通じて要望を行う

3. 今後のスケジュール

	都への意見 令和9年度 東京都の農業 施策に関する意見(3月意見)	国への要望 I 東京農業の確立に関する要望 II 都市農地保全等に関する要望
意見の 積み上げ 組織協議	① 地区別農業委員会 職員検討会 (11月～12月)	① 地区別農業委員会 職員検討会 (11月～12月)
	② 各農業委員会での協議	② 各農業委員会での協議
	③ 地区別農業委員会検討会 (1月)	③ 地区別農業委員会検討会 (1月)
	④ 農業委員会活動研究会(職員) (1月30日)	④ 農業委員会活動研究会(職員) (1月30日)
	⑤ 組織・活動検討会 ※各地区協議会の代表者等 (2月5日)	⑤ 組織・活動検討会 ※各地区協議会の代表者等 (2月5日)
	⑥ 農業会議 理事会 (2月10日)	⑥ 農業会議 大会運営委員会 (2月10日)
決定 (予定)	令和8年3月17日 農業会議通常総会において	令和8年2月24日 農業委員会・農業者大会において

東京農業の確立に関する要望（項目メモ）

前文

記

1. 食料安定供給等につながる所得確保対策ならびに価格政策の強化と消費者の農業への理解醸成の推進
2. 肥料・飼料・燃料、生産関連資材等の価格高騰対策への支援
3. 有機フッ素化合物による影響への対策
4. みどりの食料システム法の基本理念の実現に向けた制度の構築
5. 担い手の育成・支援と所得確保・安定対策
 - (1) 認定農業者・認定新規就農者の経営向上を後押しする支援施策の拡充
 - (2) 親元就農者の育成・支援
 - (3) 低利融資の対象の拡大
 - (4) 新規就農者や規模拡大を図る農業者への支援
6. 農業用施設の設置に関する改善措置
 - (1) 畜舎建築特例法の対象の拡大
 - (2) 農業用ビニールハウスに対する建築物の取扱い
 - (3) 農業用簡易作業場に対する建築基準法の取扱い
7. 地域農業振興対策
 - (1) 農山村・離島振興のための施策の拡充
 - (2) 被災農地の再生支援
 - (3) 農業振興地域に対する支援
8. 食農教育の推進
9. 有害鳥獣対策の強化

10. 防疫体制の強化および梨の火傷病と新害虫への対策の強化

- (1) 防疫体制の強化
- (2) 梨の火傷病対策の強化
- (3) 新害虫チュウゴクアミガサハゴロモ対策の強化

11. 税制関係

- (1) 農地の譲渡における特例措置の対象地域の拡大と控除額の増額
- (2) 青色申告特別控除額の引き上げ

12. 農業委員会組織の強化

13. 国有地の適正管理

14. 国有農地の早期解消

都市農業の振興と都市農地保全に関する要望（項目メモ）

前文

記

1. 都市農業振興基本法の理念にもとづく振興施策の実施
2. 納税猶予制度等都市農地を守り継承する制度・税制の改善
 - (1) 相続税制等の抜本的な改正および相続財産の適正評価
 - (2) 生産緑地法で規定された農業用施設に対する相続税納税猶予制度の適用
 - (3) 相続税における小規模宅地等の特例の拡充
 - (4) 防災に資する敷地に対する税制度の創設
 - (5) 相続による農地の減少や細分化を防ぐ制度の確立
 - (6) 収用等による譲渡の際の利子税軽減措置の恒常化
 - (7) 相続税納税猶予制度の相続人要件の拡大
 - (8) 物納や延納を認める制度改善および管理手法の検討
 - (9) 生産緑地を農地として農業者が購入した場合の税制の特例
3. 生産緑地・特定生産緑地の保全対策の強化
 - (1) 生産緑地での農地中間管理事業の実施
 - (2) 生産緑地の買取りに対する国の財政支援
 - (3) 営農環境の悪化に対応した生産緑地指定の変更
 - (4) 特定生産緑地制度の指定期限に関する改正
 - (5) 都内区市以外の町村が生産緑地制度を導入する際の支援強化
4. 都市農業の担い手の確保・支援
 - (1) 親元就農者への対策の強化
 - (2) 生産緑地の借り手への支援
 - (3) 用途地域内の建築制限の改善
5. 都市農地の保全と農業振興に欠かせない農業委員会の組織強化

〈農業委員会法第53条に基づく東京都への意見〉
令和9年度 東京都農業施策に関する意見 項目メモ

1. 直面する喫緊の課題への対応
 - (1) 価格高騰対策
 - (2) 猛暑対策
 - (3) 相続税制の抜本的見直しに関する国への働きかけ
2. 有害鳥獣対策の強化及び病虫害への対策
3. 有機フッ素化合物による東京農業への影響に対する対策の強化
4. 農地を次世代につなぐ施策の創設と支援
 - (1) 防災協力に係る直接支払い支援
 - (3) 農地中間管理機構による農地の所有権取得を可能とする措置（税控除関係）
 - (4) 農業用ビニールハウスについての建築基準法上の取扱い
 - (5) 「田園住居地域」及び「地区計画制度」の活用関係
 - (6) 災害対策関係
5. 東京農業の担い手の確保
 - (1) 認定農業者等の担い手への支援
 - (2) 女性農業者への支援
 - (3) 農福連携の推進
6. 地域の特色をいかした農業の支援
 - (1) 農業振興地域・市街化調整区域の農業への支援
 - (2) 島しょ農業の振興につながる支援
7. 担い手の経営力強化に向けた支援
 - (1) 既存施設への支援
 - (2) 農業改良普及事業の強化
 - (3) 畜産経営の支援
 - (4) 花き・植木経営への支援
 - (5) 果樹経営の支援
 - (6) 環境負荷低減に向けた取り組みへの支援
 - (7) 6次産業化への支援
 - (8) 収入保険の保険料補助の継続
8. 都民と共に歩む農業の推進
 - (1) 学校給食・食農教育の推進
 - (2) 都内農産物の流通支援
9. 防疫体制等の強化
10. 地域農業の維持・発展をはかる農業委員会系統組織の支援強化

農業委員会活動の積極的推進に関する決議（案）

～未来につなぐ農業委員会活動と農地の保全・活用等に向けて～

前文

記

I 重点活動

1. 未来につなげる農業委員会活動

令和8年度には、都内の約7割の農業委員会で任期満了による新たな農業委員および農地利用最適化推進委員が選任されることから、これまでの活動を引き継ぎ、より一層の組織活動および地域活動を進める。

2. 農地の有効活用の推進

市街化区域以外については、農地の利用集積を図る手法が農地中間管理事業に一本化されたため、制度のさらなる周知により一層取り組む。

市街化区域においては、生産緑地の保全や指定を進めるとともに、都市農地貸借円滑化法による貸借のマッチング活動と農地の貸し手・受け手の意向を情報化した「生産緑地バンク」等の体制整備を農業委員会が中心となり進めることで、都市農地の利用促進につなげていく。

さらに、担い手の長期的展望に立った営農を実現するため、農地長期貸借促進奨励事業を活用した10年以上の安定した期間の賃貸借等を推進する。

3. 次世代へ農地をつなぐための話し合い活動

次世代に貴重な農地をつないでいくため、農業経営の継承等について家族での話し合いを進める活動に取り組む。

4. 農業者の意見集約と関係行政機関等への意見の提出

農業委員会は、関係行政機関等に対し必要と認められたときは農地利用最適化推進施策の改善等について具体的意見を提出することが義務づけられ、意見を提出された関係行政機関等は施策の実施等にあたってはその意見を考慮しなくてはならないと農業委員会法第38条に規定されている。あらゆる機会を通じて、農業者の意見を集約し、関係行政機関に対し意見の提出等を行う。

5. 地域住民が地域農業への理解を深める活動

地域住民が、地域農業への理解を深め、地域農業のサポーターとなってもらう活動に取り組む。

II 統一活動

1. 農業委員会組織活動

- 1) 担い手の育成と農業経営支援活動
- 2) 農業と市民との架け橋活動

2. 農業委員・農地利用最適化推進委員日常活動

- 1) 農地の肥培管理と利用促進
- 2) 農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの活用の推進
- 3) 農業者への支援活動
- 4) 地域農業の確立に向けた連携活動
- 5) 情報収集・情報発信活動の推進

1. 経過

令和7年度においては、市街化区域では、相続税納税猶予制度の適用を受けている所有者による耕作の継続が困難となったとき等の有効な手段となる都市農地貸借円滑化法による貸借やそのための情報収集・整理等を行う「生産緑地バンク」設置の運動を引き続き推進していく必要がある。

一方、市街化調整区域および農業振興地域等においては、農地利用を進める手法が地域計画を主体とした農地中間管理事業に一本化されることを受け、さらなる農地長期貸借促進奨励事業等を活用した加速的な担い手への安定的な農地集積が求められている。

以上の状況より、令和7年度においては、下記により、地帯別に農地対策等を進めるものとする。

2. 地帯別活動

◆ 生産緑地

生産緑地の有効活用の推進

生産緑地のより一層の利活用をはかるとともに、所有者による耕作の継続が困難になったとき等には生産緑地を対象とした都市農地貸借円滑化法による貸借を進める。

(1) 都市農地貸借円滑化法による貸借のより一層の周知

生産緑地の利活用に向けて、都市農地貸借円滑化法による貸借をより一層周知する活動に取り組む。

(2) 生産緑地バンクの設置とマッチング活動の実施

農地の貸し手・受け手の意向を情報化した「生産緑地バンク」を農業委員会を中心に整備をし、生産緑地のマッチング活動を進めていく。

また、借受者が安定的に耕作が継続できるよう条件が整う貸借においては農地長期貸借促進奨励事業を活用した10年以上の長期貸借を進めていく。

◆ 宅地化農地

(1) 瑞穂町・日の出町における生産緑地指定の研究(都市計画運用指針)

(2) 生産緑地追加指定の継続(区市)

◆ 市街化区域以外(市街化調整区域・農業振興地域) ※鳥しょ地域含め

(1) 地域計画の達成と計画未実施地区における計画策定

地域計画に定めた目標地図の達成に向け、担い手に対し農地の利用集積をより一層はかるとともに、計画未実施地区においては地域計画の策定を進める。

(2) 農地中間管理事業の周知と活用

農地利用集積の手法が農地中間管理事業に一本化されたことを踏まえ、同制度をより一層周知するとともに、農地利用意向調査の活用など同制度のメリットをいかした農地の貸借を進める。

さらに、借受者が安定的に耕作が継続できるよう、農地長期貸借促進奨励事業を活用した10年以上の長期貸借を進めていく。

◆ 島しょ地域

地域計画の達成に向けた取り組みを進めるとともに、農地中間管理事業を活用した所有者不明農地の貸借の仕組み等を活用し一層の農地の利活用を進める。

また、農業者をはじめ地権者等の負担が生じない東京都の小規模土地改良事業を活用した農地整備を進めていく。

◆ 都内全域

(1) 農地法改正の対応

令和7年4月1日の農地法一部改正の施行により農地法3条2項1号の全部効率利用要件に「農作業に従事する者の配置」「農地制度遵守」の事項が追加されたことから、法改正の趣旨を踏まえ、新たな要件の対応をはかるとともに、農業委員会相互の協力の体制構築など対応を進める。

(2) 田園住居地域と同等な新たな地区計画制度の研究

農業用施設の規制緩和および税控除等が講じられることから、市街化区域の農地等を保全する手法として、田園住居地域や地区計画制度等について導入を含めた研究を進める。